

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第706号

2015年(平成27年)2月10日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 島山 関之

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第26条及び第27条及び特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項並びに特定個人情報保護評価指針に基づく特定個人情報保護評価書(住民基本台帳に関する事務 全項目評価書)について(答申)

2015年(平成27年)2月5日付けで諮問(第706号)された特定個人情報保護評価書について点検を行ったので次のとおり答申します。

1 審議会の結論

特定個人情報保護評価書(住民基本台帳に関する事務 全項目評価書)については、「3 審議会の判断」に述べるところにより、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第26条及び第27条、特定個人情報保護評価に関する規則(以下「規則」という。)第7条第4項並びに特定個人情報保護評価指針(以下「指針」という。)に基づく特定個人情報保護評価書(住民基本台帳に関する事務 全項目評価書)に係る実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

2013年5月31日に番号法が公布され、社会保障・税番号制度が導入されることになった。番号法の目的は、行政運営の効率化、適正な給付、負担の公平化、住民の行政手続における負担の軽減である。

この目的のため、2015年10月に国民一人ひとりに番号が付番される。この番号を「個人番号」という。

この個人番号をもとに、2017年1月から社会保障、税、災害対策分野における各種行政手続に際し、住民基本台帳の情報及び税に関する情報並びに他の給付状況等の情報の授受が行政機関間において行われることとなる。なお、当該授受は原則的に地方公共団体情報システム機構法に基づき設置された、地方公共団体情報システム機構

(以下「機構」という。)が運営する「情報提供ネットワークシステム」を介して行われる。

番号法において、個人番号を含む個人情報は「特定個人情報」、個人番号を含む個人情報ファイルは「特定個人情報ファイル」と定義されている。

番号法は、特定個人情報が不正に利用された際に、個人のプライバシー等の権利利益が侵害されるおそれがあるため、その保護措置の一つとして、特定個人情報ファイルを保有しようとする者に対し、特定個人情報の漏えいやその他の事態が発生する危険性及び影響に関する評価を、当該特定個人情報ファイルを保有する前に自ら実施することを義務付けている。この評価を「特定個人情報保護評価」という。

なお、個人の番号を保有する事務については、「特定個人情報の保有数」、「情報の取扱者数」、「過去に重大事故発生の有無」によるしきい値判断を行う。

「住民基本台帳に関する事務」のしきい値判断については、特定個人情報の保有数は住民登録を有する者の約42万人分、情報の取扱者数は、市民窓口センター及び各市民センターの職員約250人、そして、過去に重大事故の発生は起きていない。以上のことから、当該事務の特定個人情報保護評価は全項目評価に該当する。全項目評価に該当した事務については、番号法第26条及び第27条、規則並びに指針に基づき、評価書作成後に住民からの意見を聴取し、意見の反映後に第三者機関による点検(諮問)を行わなければならない。このため、本市個人情報保護制度運営審議会に対し諮問するものである。

(2) 評価書の概要

ア 対象ファイル

(ア) 住民基本台帳ファイル

住民基本台帳ファイルは、番号法施行日当日以降、住民票が存在する市在住者及び当日以降に転出等で削除した者についての情報を蓄積したファイルである。

ファイルは、個人番号、4情報(氏名・性別・生年月日・住所)、その他住民票に係る情報、医療保険、児童福祉・子育て、介護・高齢者福祉、年金等に関する情報が記録されており、番号法附則第2条による準備行為開始日となる平成27年6月から特定個人情報ファイルとして保有を開始する。

特定個人情報(個人番号を含む個人情報)の入手は、申請者本人もしくは代理人からの申請等に加え、機構、他市町村作成の転出証明書等の紙媒体、及び住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)を介したデータによって行うこととなる。

なお、このファイルは取り扱う担当課である市民窓口センター、各市民センターが住民票の記載及び削除、記載された内容の修正、

住民票の写しの発行の際に使用する。

このファイルの取り扱いについては、住民異動に関する業務での入力作業及び住民基本台帳システム等の運用保守業務の2業務において委託を行っている。

また、このファイルの情報は、国や県、他市町村に情報提供ネットワークシステムを介した提供や他課業務において市民サービスを行う上で必要なため、庁内連携システムを介した移転が行われる。それぞれの提供先・移転先の業務等については評価書別添3、別添4の一覧に記載のとおりである。

このファイルの情報については、住民基本台帳に記載されている限り保管対象となり、削除された後でも最低5年の保存期間が設けられ、期間を過ぎた情報は、削除までの間、通常の見ることができないように制限を掛け、削除の際は必要に応じて物理的な方法で行っている。また、紙媒体については、シュレッダーによる裁断又は守秘義務を課した市指定の委託業者による廃棄処分を行っている。

(1) 本人確認情報ファイル

本人確認情報ファイルは、住民基本台帳に記録されている者で、死亡による削除を除く転出等の事由で削除となった者を含む区域内の住民についての情報を蓄積したファイルである。

このファイルは、個人番号、4情報（氏名・性別・生年月日・住所）、その他住民票に関係する情報が記録されるもので、住民基本台帳ファイルと同様に、番号法附則第2条において準備行為開始日となる平成27年6月以降から特定個人情報ファイルとして保有する。

特定個人情報の入手は、既存住民基本台帳システム（以下「既存住基システム」という。）を介して本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度行われる。

市民窓口センター及び各市民センターは、このファイルを取り扱う担当課として、住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、このファイルにおいて区域内全ての住民情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供するものである。

このファイルを取り扱う業務において委託は行っておらず、提供先については、都道府県及び機構となっており、情報の変更があった際に都道府県保存の情報と機構が保存している情報の整合を確認する。

このファイルの情報の保管・消去については、許可された者のみが入れる場所に設置されたサーバ内において、ユーザID・パスワードによる認証、ユーザに対する許可機能による権限付与、ログの保管が行われる環境下でなされているとともに、住民票の

記載の修正を行った際の修正後の情報の保管，修正前の情報の取り決められた期間の保管，期間を過ぎた後の消去を自動判別している。

(ウ) 送付先情報ファイル

送付先情報ファイルは，区域内的の住民についての情報を蓄積したファイルである。

個人番号，4情報（氏名・性別・生年月日・住所），その他住民票に関係する情報，通知カード及び交付申請書の送付先情報が記録されているもので，通知カード作成に使用する特定個人情報ファイルとして平成27年10月に保有する予定である。

特定個人情報の入手は既存住基システムから行うことになるが，番号法施行日時点における住民の送付先情報については，ファイルの使用開始日から通知カード送付までの一定の期間にまとめて行う。なお，この入手以降は，新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する。

このファイルは，市民窓口センターのみが取り扱うもので，委託は行っておらず，個人番号の通知対象者の情報を既存住基システムから抽出，通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を法令に基づいて通知カード作成を委任する機構に提供するものである。

また，保管・消去については，許可された者のみが入れる場所に設置されたサーバ内において，ユーザID・パスワードによる認証，ユーザに対する許可機能による権限付与，ログの保管が行われる環境下でなされており，機構への提供にのみ用い，廃棄時期が到来した情報は，システム上一括して消去する仕組みとなっている。

イ しきい値判断の結果

- (ア) 特定個人情報の保有数 約42万人
- (イ) 情報の取扱者数 約250人
（市民窓口センター，各市民センター（石川分館含む））
- (ウ) 過去における重大事故 なし

ウ 評価実施機関

藤沢市長（所管部署：市民自治部市民窓口センター）

エ 公表しない部分の有無・範囲

特になし

オ 個人番号の保有時期

平成27年6月以降を予定（準備行為開始時期）

カ システム改修の予定時期

平成27年9月末まで

キ リスク及び対策

- (ア) 特定個人情報の入手の際の目的外に入手されるリスク，不適切

な方法で特定個人情報が入手されるリスク，入手した特定個人情報が不正確であるリスク，入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対しては，本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い，対象者以外の情報の入手を防止する等の措置を講じる。

(イ) 特定個人情報の使用の際の目的を超えた紐付け，事務に必要な紐付けが行われるリスク，権限のない者によって不正に使用されるリスク，従業者が事務外で使用するリスク等に対しては，番号制度に関する事務（システム）以外からは住民基本台帳ファイルを直接参照できないよう，アクセス制御を施す等の措置を講じる。

(ウ) 特定個人情報ファイルの取扱いを委託する際の委託先による不正入手・使用・提供・保管・消去に関するリスク，委託契約終了後の不正な使用等のリスク，再委託に関するリスクに対しては，外部委託業者の選定に際に主管課の長が業者に対して，個人情報保護管理の態勢が適切かどうかを確認する等，情報保護管理体制の確認等の措置を講じる。

(エ) 特定個人情報の提供・移転の際の不正な提供・移転が行われるリスク，不適切な方法で提供・移転が行われるリスク，誤った情報を提供・移転してしまうというリスク，誤った相手に提供・移転してしまうリスクに対しては，提供データ作成時に監査証跡に作成日時，提供日時等の実行処理結果を記録する仕組みを施す等の措置を講じる。

(オ) 情報提供ネットワークシステムとの接続の際の目的外の入手が行われるリスク，安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク，入手した特定個人情報が不正確であるリスク，入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク，不正な提供が行われるリスク，不適切な方法で行われるリスク，誤った情報を提供してしまうリスク，誤った相手に提供してしまう等のリスクに対しては，情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照会リストに基づく情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかのチェックを施す等の措置を講じる。

(カ) 特定個人情報の保管・消去の際の特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク，特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対しては，サーバ室と，データ，プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は，他の部屋とは区別して専用の部屋とする等，物理的対策，技術的対策等を講じる。

(3) 住民に対する意見聴取の内容

ア 意見聴取期間

2014年（平成26年）12月 2日から

2015年（平成27年） 1月 9日まで

イ 意見聴取の結果
意見はなし

(4) 提出書類

ア 資料 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

イ 資料 2 特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年 4 月 18 日交付，4 月 20 日施行）

3 審議会の判断

本評価書に対する当審議会の判断は次のとおりである。

(1) 適合性について

ア 実施機関では，本評価の実施手続きについて次のように述べている。

(ア)「住民基本台帳に関する事務」のしきい値判断については，特定個人情報の保有数は住民登録を有する者の約 42 万人分であるため，当該事務の特定個人情報保護評価は全項目評価に該当する。なお，情報の取扱者数は，市民窓口センター及び各市民センターの職員約 250 人であり，過去に重大事故の発生は起きていない。

(イ) 評価実施機関である藤沢市長が，本評価の対象となる事務の実態に基づき，特定個人情報保護評価書様式で求められるすべての項目について検討し，本評価書を作成した。

(ウ) 本評価書を作成後，2014 年（平成 26 年）12 月 2 日から 2015 年（平成 27 年）1 月 9 日の間に住民に対する意見聴取を実施した。

イ 当審議会において，本評価の実施手続きについて，次の経過を確認した。

(ア) 2014 年（平成 26 年）10 月 15 日 実施機関が基礎項目評価書を作成

(イ) 2014 年（平成 26 年）11 月 21 日 実施機関が全項目評価書を作成

(ウ) 2014 年（平成 26 年）12 月 2 日 実施機関が住民に対する意見聴取を実施

(エ) 2015 年（平成 27 年）2 月 5 日 実施機関が審議会に対し諮問書を提出

(オ) 2015 年（平成 27 年）2 月 10 日 第三者点検を実施

以上のことから判断すると，本評価の実施手続きは，特定個人情報保護評価指針に定める実施手続き等に適合していると認められる。

(2) 妥当性について

ア 実施機関では，本評価の目的等について次のように述べている。

(ア) 特定個人情報の入手の際のリスク及び対策については，本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い，対象者以外の情報

の入手を防止する等の措置を講じる。

- (イ) 特定個人情報の使用の際のリスク及び対策については、番号制度に関する事務（システム）以外からは住民基本台帳ファイルを直接参照できないよう、アクセス制御を施す等の措置を講じる。
- (ウ) 特定個人情報ファイルの取扱いを委託する際のリスク及び対策については、外部委託業者の選定の際に主管課の長が業者に対して、個人情報保護管理の態勢が適切かどうかを確認する等、情報保護管理体制の確認等の措置を講じる。
- (エ) 特定個人情報の提供・移転の際のリスク及び対策については、提供データ作成時に監査証跡に作成日時、提供日時等の実行処理結果を記録する仕組みを施す等の措置を講じる。
- (オ) 情報提供ネットワークシステムとの接続の際のリスク及び対策については、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照会リストに基づく情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかのチェックを施す等の措置を講じる。
- (カ) 特定個人情報の保管・消去の際のリスク及び対策については、サーバ室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とする等、物理的対策、技術的対策を講じる。

イ 当審議会における審議の中で、本評価の内容について以下の意見が示された。

- (ア) 情報提供ネットワークシステムを介した情報の授受が行われた際、当該情報の管理主体は本市にあるため、いかなる目的による情報の照会がなされたか等の統計情報を把握した上で、市として公表するよう検討するべきである。
- (イ) 情報提供ネットワークシステムによる情報提供について、情報提供者として不正な照会に対する確認方法がない仕組みがリスク対策として十分といえるかどうか疑問がある。

以上のことから判断すると、本評価の内容は、審議の過程において意見が示されたものの、特定個人情報保護評価指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であると認められる。

以上に述べたところにより、特定個人情報保護評価書（住民基本台帳に関する事務 全項目評価書）については適当であると認められる。

なお、実施機関は、情報提供ネットワークシステムを介した情報の授受が行われた場合、いかなる目的による情報の照会がなされたか等の統計情報を公表するよう検討するべきであること、また、当該システムを利用する職員を対象とした研修を実施するよう検討するべきであることを申し添える。さらに、実施機関は、情報提供ネットワークシステムを介して行われる情報の授受において、情報照会が適正なものであるかどうかを情報提供者が確実に確認できる手段を講じるよう、機構に対しさらなる検討を求めるべきであることを併せて申し添える。

以 上